資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度 東北ブロック居住支援連絡会議【情報提供】

令和７年７月29日

東北厚生局　地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

住宅セーフティネット法等の改正について（介護・障害福祉担当部局向け）

改正の趣旨

○　単身高齢者世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身高齢者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることも多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和７年１０月１日施行（予定）】

	課題	住宅セーフティネット法等の見直しの内容	期待される効果
市場環境の整備	・死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。	**＜円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備＞** ・終身建物賃貸借の利用促進 ・居住支援法人による残置物処理の推進 ・家賃債務保証業者の認定制度の創設 **＜入居中のサポートを行う住宅の創設＞** ・「居住サポート住宅」の認定制度の創設 居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）	・賃貸人（大家）の不安軽減により、単身高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。 ・住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。 ・空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。
居住支援体制の構築	・住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。 ・高齢者の住まいに関する地域課題を把握できていない。	**＜賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業(支援)計画等との調和＞** ・国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定 ・基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加 ＋　基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や介護保険事業（支援）計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定 **＜居住支援協議会への参画・相互連携＞** ・市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化 ・居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加	

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、介護保険事業計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

地域ケア会議等で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

厚生労働省資料を基に一部改変

居住支援協議会への参画・相互連携

改正法の趣旨・内容

○　市区町村における住宅と福祉の連携強化に向け、**地方公共団体による居住支援協議会の設置を努力義務化**するとともに、構成員として社会福祉協議会など「福祉に関する活動を行う者」を追加。

※　R 6年６月末時点の設立済み居住支援協議会：144協議会（47都道府県106市区町村）

○　各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な住まい支援体制を構築するため、支援協議会の協議事項に**相談体制の整備や、住宅施策と福祉施策の連携の推進に係る事項を追加**。あわせて、**支援協議会と福祉関係の会議体との相互連携を努力義務化**。

※赤字は法改正事項

居住支援協議会

＜居住支援協議会の役割＞

○ 居住支援協議会は、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体が各地域における居住支援に携わる様々な主体と連携して設立し、関係者間で必要な事項を協議する。

＜構成員＞

○ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

※ その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者としては、社会福祉法人等を想定。

＜協議事項＞

○ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人双方に対する情報提供や、相談体制の整備、住宅施策と福祉施策の連携の推進など

＜関係会議体との相互連携＞

○ 地域住宅協議会、重層的支援会議（社会福祉法）、地域ケア会議（介護保険法）、支援会議（生活困窮者自立支援法）、自立支援協議会（障害者総合支援法）等の会議体が設置されている場合は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報共有など相互の連携に努めなければならない

福祉部局に求められる対応

○ 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営等に参画

○ 地方公共団体の福祉部局として相談体制の整備や住宅施策との連携推進に取り組む

○ 地域ケア会議等と支援協議会の連携を図る

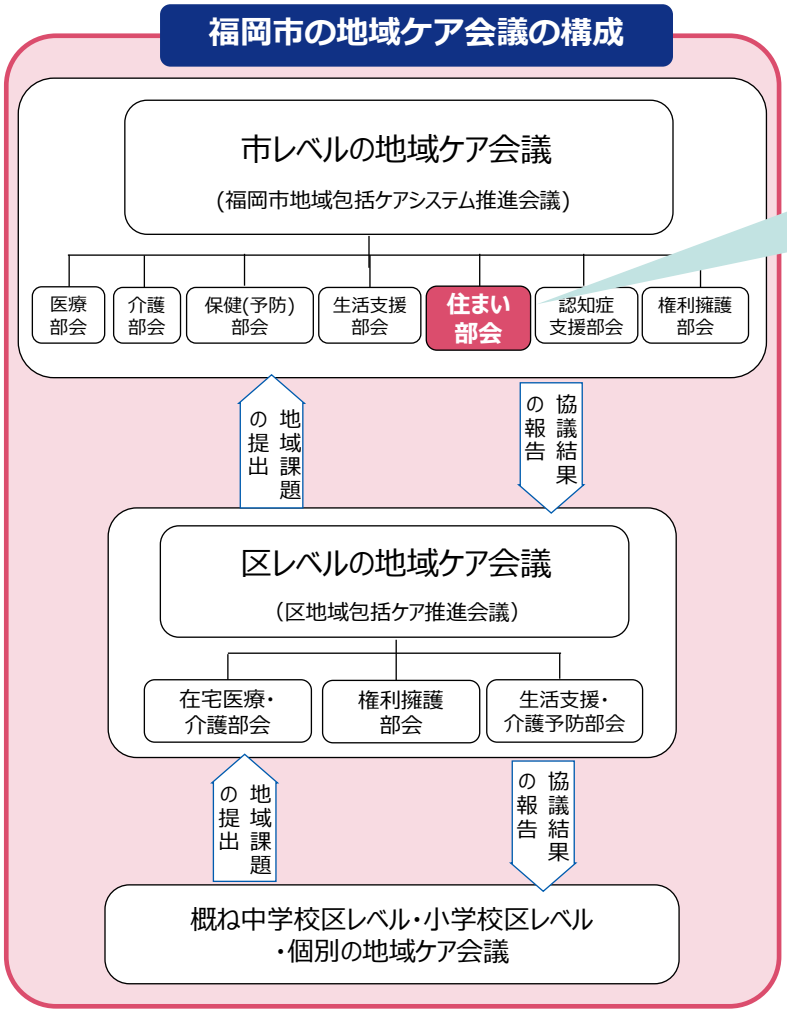
連携の具体的な内容

地域ケア会議等で明らかになった高齢者の住まいの確保に係る課題を支援協議会に共有し、支援協議会において、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な施策を協議・検討する　等

<事例> 福岡市における地域ケア会議と居住支援協議会の相互連携

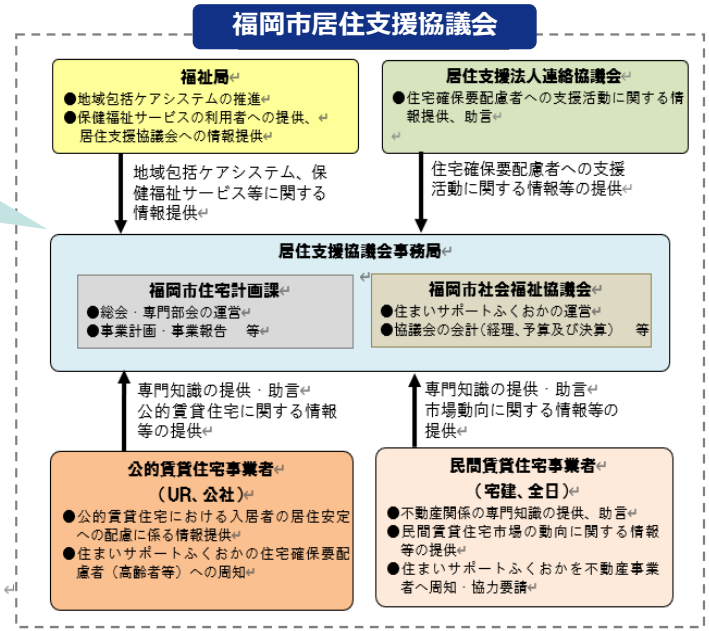
・　福岡市では、市・区・概ね中学校区・小学校区・個別の各階層で「地域ケア会議」を実施。市レベルでの地域ケア会議である**「福岡市地域包括ケアシステム推進会議」の専門部会として「住まい部会」を設置しており、福岡市居住支援協議会専門部会と兼ねている。**

福岡市の地域ケア会議の構成

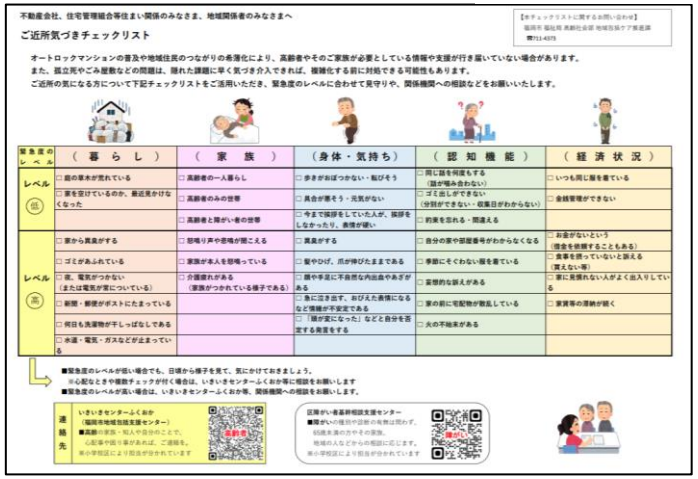


福岡市居住支援協議会専門部会

福岡市居住支援協議会



【相互連携による成果の例】



ご近所気づきチェックリスト(福岡市居住支援協議会専門部会作成)

市レベルでの地域ケア会議（福岡市地域包括ケアシステム推進会議）における「ゴミ屋敷や孤独死等が大きな問題となっており、課題が複雑化する前の、予兆の段階で介入する方法を考えていくべき」という意見を受け、福岡市居住支援協議会専門部会で、見守りのポイントなどをまとめた、住まい関係者向け「ご近所気づきチェックリスト」を作成した。

包括的支援事業を活用した地域づくりの推進（地域支援事業）

令和７年度新設

1 事業の目的

令和７年度当初予算案 1,800億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等で同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

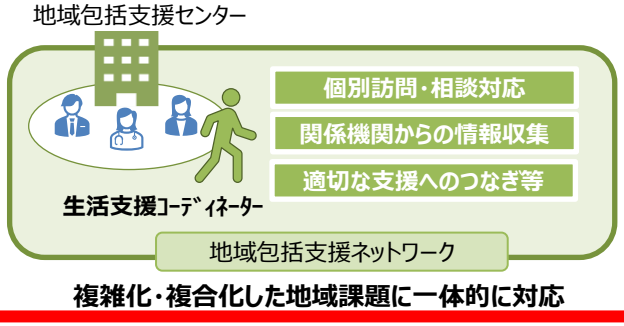
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和６年法律第43号）が令和６年６月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。
  ※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
  - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
  - 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
  - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



複雑化・複合化した地域課題に一体的に対応

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】（拡充分）

①8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）

②300千円

厚生労働省資料を基に一部改変

高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

○　高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
○　令和６年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。
なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

（１）総合的・包括的な「住まい支援」の実施

ア　入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施
・住宅情報の提供、入居相談の実施
・必要な支援のコーディネートの実施
・入居後の見守り等生活支援の実施　等

イ　住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発
・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
・居住支援協議会の運営　等

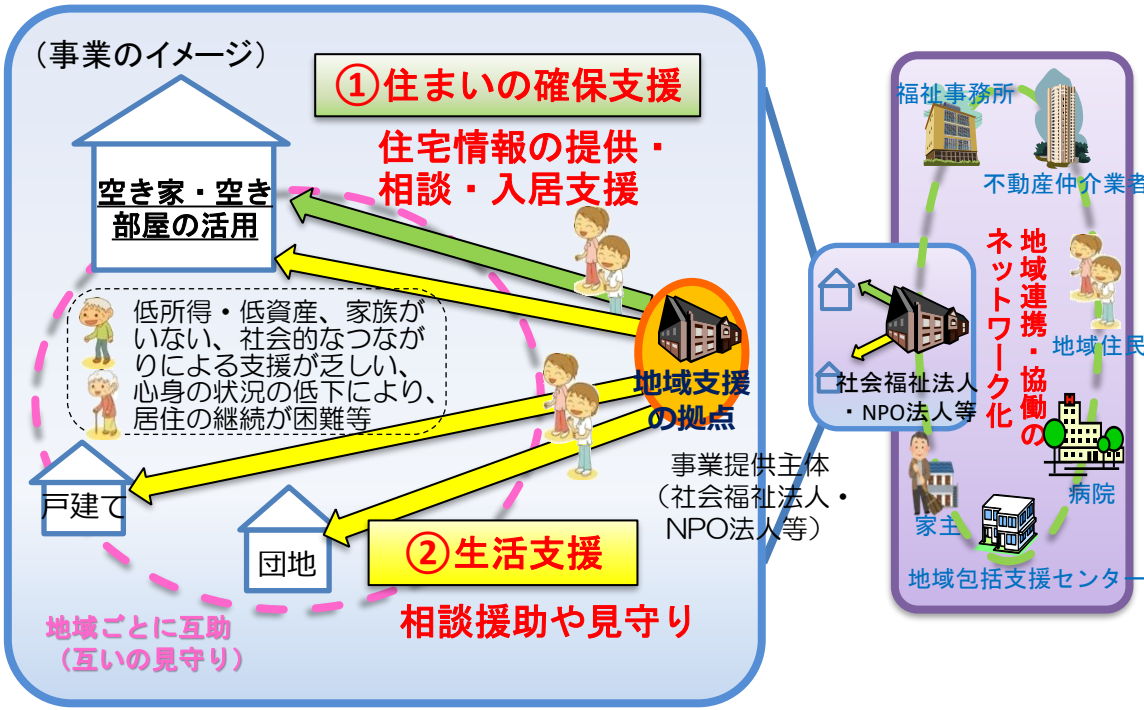
ウ　住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築
・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築　等

（２）生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。

対象者　高齢者

実施主体　市町村※居住支援法人など、事業運営が適切に実施できる団体に委託可



事例：地域支援事業「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の取組（福島県白河市）

○白河市では、地域支援事業交付金（「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」）を活用し、令和5年4月から「白河市高齢者住まい生活支援事業」を実施。
○介護保険外サービスを得意とする一般社団法人に委託をし、高齢者の円滑な入居支援、住宅の情報提供、不動産関係団体との連携等に取組んでいる。



1. 事業立ち上げの経緯

- 高齢者の住まいに関する問題※が生じ、対応が、ケアマネージャー等に委ねられていた。

  ※身寄りがない（緊急連絡先がないこと）で施設入所や公営住宅、民間アパートへの住み替えができない、ゴミ屋敷問題、自宅で介護サービスを利用しようとしてもペットを置く場所がない　等

- 一方、住まいの支援は介護保険外であるため、自分たちの仕事外とする介護事業所が多く、利用者によって格差が生じた。
- そのため、行政が住まい支援体制を構築し、公営住宅、民賃等への住み替え支援が必要となった。

2. 事業予算化までのプロセス

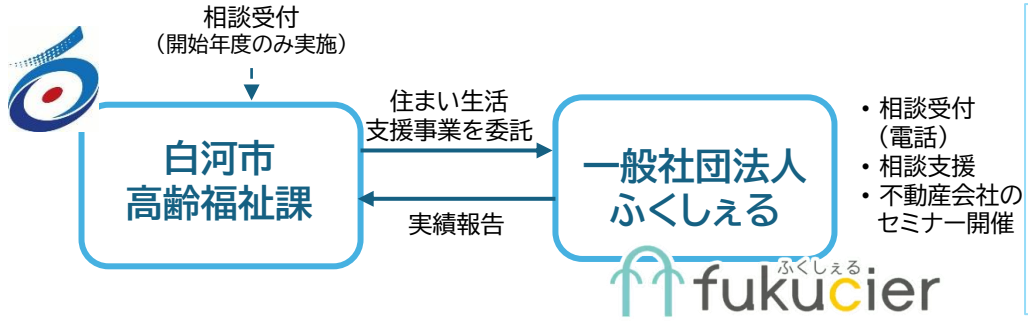
❶事業化の検討にあたり、ニーズ把握のため、市内の介護保険事業者へのアンケート調査を実施

❷アンケート調査の結果を踏まえ、事業設計書の作成

❸県への事業開始に係る協議（地域支援事業を行うにあたり県に要綱の確認等）
❹委託先業者との調整協議

【介護保険事業者へのアンケート調査】
- 調査対象は居宅介護支援事業所（25件）、地域包括支援センター（4件）
- 調査内容は
  ①身寄りのない高齢者の入居支援の専門窓口の必要性
  ②貴事業所のサービス提供者の内、本事業に該当する案件がどれくらいあるか」
- 調査結果、②の該当案件が50件あることを踏まえ、本事業のニーズがあることを把握

3. 事業実施体制



【ふくしぇるの概要】
- 福島県の居住支援法人（2018年～）
- 事業内容は、介護保険外サービスの提供、身元保証サービス等
- スタッフが県全域に190名（登録制）いるため、サービス提供範囲は県全域
- （介護福祉士、理学療法士、行政書士、建築士、主婦、行政退職者等）
  ＊白河市は高齢者の賃貸住宅入居に際して身元保証の問題が大きいと認識しており、身元保証サービスを提供するふくしぇるとの事業連携するきっかけとなる。

4. 相談対応の流れ・実績

相談受付

電話対応
ケース内容、困りごと確認の上、対象方法の紹介を行う

相談の8割が電話対応で解決

調整支援
施設、支援機関、親族との仲介等、調整支援

自費支援提供

〇相談実績：112件（R5年度）

〇相談者の特徴
- 高齢単身者、セーフティネット層が多い　※市内の高齢者がいる世帯の内、50%が独居世帯。転入で身寄りのない者が多い
- 基本、本人が相談（電話相談）
- 民間賃貸住宅に住む者が多い　※年金暮らしになり、現在の家賃が払えなくなり、継続居住が困難等

〇相談内容
- ゴミ屋敷等の問題もあるが、高齢者本人や支援者が不動産の知識がなく困って相談してくるケースが多い。

（例）不動産屋に保証が必要と言われて困り相談　➡死後事務、身元保証、緊急連絡先の確保等、何を求めているかわからないため、不動産屋に確認し、問題解決
（例）持家に暮らすが、高齢のため賃貸居住したい　➡自身の持家の運用を不動産業者に相談することをアドバイス等

〇（住み替える場合）住み替え先
- 白河市は空室の民間賃貸住宅相場が高い印象、規模の大きい物　件（2LDK　40～50㎡）が多い。
- そのため、高齢者の住み替え先は公営住宅に限定されやすい。

公営住宅入居には「保証人」がいない場合、「機関保証」（債務保証会社）の契約が必要で、その機関保証先の「緊急連絡先」確保が必要。
➡ふくしぇるは、安価な「緊急連絡先代行」を実施し、高齢者の入居をサポート（初期費用9千円、月額7百円）

高齢者や支援者の不動産の知識をサポートする支援ができることで、高齢者の住まい支援の取組が進捗すると思われる

5. 関係主体との連携体制等

●不動産会社との連携
- 不動産会社へのセミナーを開催し、高齢者の住まい支援の手助けを依頼
- 地場の不動産会社は高齢者の住まい支援の制度について十分理解されておらず、気づきの機会となる（不動産会社が管理する賃貸物件も高齢化が進展）
- ゴミ屋敷問題等、これまで不動産会社やケアマネ頼みであったのが行政が関与すること、早めの調整が可能。

●住宅部局との連携
- 今後、住宅部局と連携し、県居住支援協議会を交えて、福祉連携住宅会議を開催。
- 地域の高齢者の住まいの課題の洗い出しを行う予定

●市の介護保険事業計画に「住まい」の位置づけが明記
「白河市　第10期高齢者福祉計画・第9機介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」
＊「第6章　誰でも安心して暮らし、生涯活躍できるまち」「施策の展開（高齢者の生活支援体制の整備）」の中で、「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「高齢者住まい生活支援事業（入居支援）」が位置付けられている。
＊また地域包括ケアシステムの定義にも「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み」が明記されている。

6. 今後の課題

〇高齢者の住み替え支援で、債務保証会社が別途保証人を立てることを望むケースが多い。独居高齢者にとって保証人確保は問題。
〇高齢者の住み替え先として公営住宅しか選択肢がなく、民間賃貸住宅の活用に至っておらず課題。
〇高齢者の住み替えは、住み替え後の身体弱化する高齢者への見守り等ができる仕組みの構築が課題。

拡充 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

1 事業の目的

令和７年度当初予算案　25百万円（20百万円）　※（）内は前年度当初予算額

○　単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
○　一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
○　令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
○　そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

１．必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定
ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
＊居住支援協議会未設置（R6年9月末現在）
・政令指定都市：7市
・中核市：48市

②集合形式の研修会を開催
＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題
＊活用可能な最新の制度・施策説明
＊取組のポイントの解説
＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
→　住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

２．事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○　**事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス**
・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

３．全国展開に向けた取組

○　**取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及**



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

・**実態把握**
大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり　等
・**庁内外の関係者調整、ネットワーク構築**
庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
・**住まい支援の具体的な事業化を検討**
住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討　等



地域支援事業交付金等
↓
支援

○事業の実施
・地域における住まい支援体制の構築
・住まいに係る相談対応
・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施　等

※ 下線箇所はR7拡充分　　**<実施主体>　国（民間事業者に委託）**　　**<事業実績>　令和５年度実施団体数：７**

令和6年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
東京都国立市	福祉部局	➢ 市の公営住宅がなく住宅担当部署もないため、福祉部門で住宅相談に対応している。宅建協会と協定を結んでいるが、連携がうまく取れていない。また庁内においても、課題共有のみで連携は進んでおらず、業務の棲み分けが整理できていない。 ➢ **居住支援協議会を立ち上げ、相談から契約、死後事務委任契約も含めた効果的な支援をしたい。**またセーフティーネット住宅や支援付き住宅、他自治体の事例含め、情報が欲しい。
大阪府八尾市	府 市：福祉・住宅部局、社会福祉協議会、居住支援法人八尾隣保館、	➢ 住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する複合的な課題を抱えたケースが増加しており、居住支援法人と連携しながら対応している。その中で本人の意向に沿う物件がない、途中で支援中断になるなど、ケースの約半数は解決に至っていない。 ➢ 不動産に関係する人（不動産仲介業者、大家等）の理解が得られにくい。居住支援法人と不動産仲介業者等がつながる機会がなく、居住支援法人は不動産仲介業者に1件ずつ掛け合い、理解を求めている状態である。 ➢ **協議会設立により、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係団体が有機的に連携できる居住支援体制を整えたい。**行政が後ろ盾になっている体制を整備することで、不動産事業者・大家からの居住支援事業への理解を得られるようにしたい。
安来市社会福祉協議会（居住支援法人）〔継続〕	社会福祉協議会 市：福祉部局	➢ 身寄りがなく、親族と疎遠の単身高齢者の住居確保は保証人・死後対応・地域関係等の懸念から困難である。その中でも、家事のできない男性では、ゴミ屋敷化、地域からの孤立が起こりやすい。特に、山間地域で住居も老朽化した高齢者の場合、地域での生活維持も困難になり、施設入所や市街地への住替えを希望する方が増えている。 ➢ **協議会を設立し、行政、社協、不動産等各団体が協働できる体制を構築したい。また、空き家の利活用の検討、「終活事業」の創設に向けた取組を進めたい。**
愛媛県宇和島市〔継続〕	福祉部局	➢ 令和6年度発足した居住支援法人と不動産業界との関係構築を図りたいが不十分である。居住支援法人としての活動は開始したばかりであり、福祉部局とともに相談対応や入居中支援を行っているが、手探り状態である。 ➢ 今年度は、**居住支援協議会設立・組織化し、支援のスキーム構築と、各関係機関との関係性づくりを目指したい。**他自治体がどのように支援・連携しているかを知り、自分事として考えられるよう、研修会、勉強会を実施したい。
大分県日出町 大分県 〔令和3年度採択団体〕	市：福祉部局 県：住宅部局 社会福祉法人	➢ **暘谷福祉会と日出町の合同事務局で令和6年3月に居住支援協議会を設立。**不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人、大学、市関係各課、県等が構成員として参画したが、相談事例はない。**関係部局や民間団体との連携を強化し、相談窓口の設置、協議会周知に努めたい。** ➢ 高齢による身体や認知機能の低下等により、利便性のよい地域への住み替えを行う際、保証人や身元引受人の不在、持ち家がある等の理由で住み替えが進みにくい。孤立・孤独化しない住まい（居場所）と暮らしの確保・継続につなげたい。 ➢ 重層的支援体制整備事業（令和4年度～）に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。 ➢ 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など庁内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。

居住支援協議会の機能・役割（イメージ）

国土交通省と厚生労働省の共管

○　居住支援協議会の機能・役割は、地域の状況や課題等によって様々であるが、基本的には、**多様な関係者を“つなぐ”**ことにより、関係者がそれぞれの**業務範囲・得意分野**を活かし、様々な住まいの課題の解決と**互いの活動・支援の隙間を埋める**ことができる**“関係者同士が連携協働するプラットフォーム”**である。

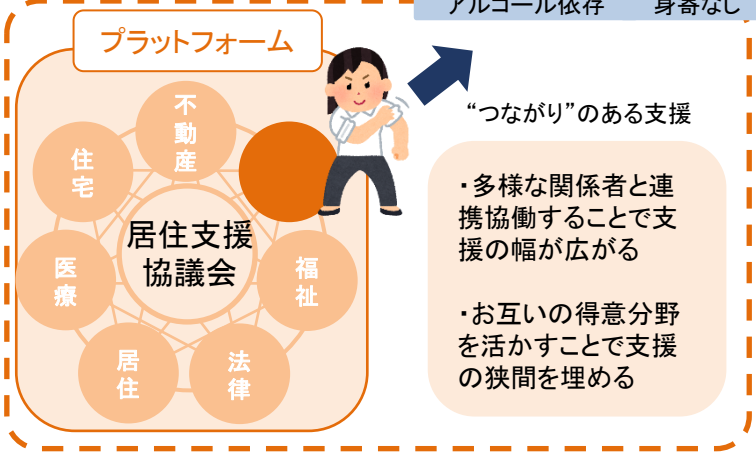
① お互いの課題を持ち寄り“つながる場”

居住支援協議会は関係者同士が互いの業務範囲や得意分野を理解し合い、“つながる場”である。
地域の様々な関係者が居住支援という視点を共有し、互いの役割を補完することで、組織や制度の「縦割り」を超えて、住まいに関する複雑・多岐にわたる課題の解決にも取り組むことができる。

■これまでの支援【個別ケースの場合】



■居住支援協議会　（総合的・一体的な居住支援体制）がある支援



② 切れ目のない“総合的・一体的な住まい支援”の体制を整備する場

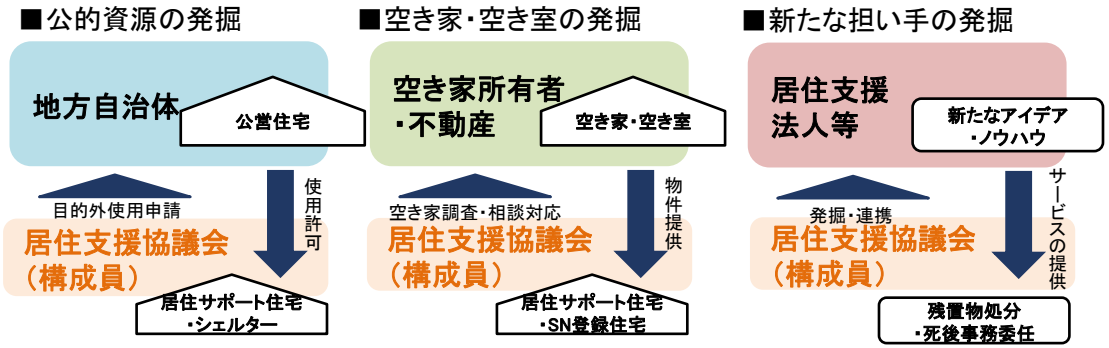
関係者同士が役割分担することで、対象者、時期、内容（困難度）、地域・地区、住宅類型（公営・民間）等に応じて、総合的・一体的に切れ目のない支援を実施することができる。

時期	入居前	入居中	退居時
	・相談対応 ・物件紹介、内覧同行 ・家賃債務保証 ・保証人、緊急連絡先の引受 ・賃貸借契約時の立会い　等	・安否確認 ・緊急時の対応 ・定期的な訪問 ・近隣との関係づくり ・金銭・財産管理支援 ・トラブル対応　等	・退居時の立会い ・残置物処理 ・死後事務　等

③ 地域の“社会資源を発掘”する場

多様な関係者が集まる居住支援協議会では、地域に「眠る」社会資源を発掘するための多様な視点や手法を持つことができる。協議会（構成員）のネットワーク・アンテナにより、新たな住まいの受け皿や担い手にアクセス又は創出し、地域の社会資源が拡大していく。

活動例



※現在「居住支援協議会の設置・運営の手引き」の改訂作業中であり、その作業・検討を踏まえて本資料を今後変更することがある。